

三鷹市公共建築物等における木材利用推進方針の運用について

1 基本的な考え方

森林を有しない三鷹市においては、森林環境譲与税を木材の利用促進及び普及啓発に資する事業の財源として、多摩産材をはじめとする国産木材を使用した備品を公共施設に整備する「公共施設木製備品導入プロジェクト」を推進する。また、公共施設の改修に当たり内壁の木造化等に努める。

2 優先順位

- (1) 老朽化が進み、収納スペースに課題がある小学校の普通教室への木製ロッカーの導入を優先的に進め、学校施設の大規模改修にあわせて整備を行う。
- (2) 子どもが木の温もりを感じ、環境への意識を高めていくため、保育施設や遊具などについても対象を拡充する。
- (3) 公共施設については、「三鷹市公共建築物等における木材利用推進方針」の趣旨を踏まえ、主に内壁の木造化、木質化を進める。

3 木材利用の啓発と普及

多摩産材を使用した場合は、その旨を施設に表示するほか、ホームページで各年度の取組状況を公表し、市民の理解を深める。

4 役割分担

(1) 方針の策定等

全庁的な調整が必要なことから、企画部企画経営課で方針を策定する。策定後のとりまとめについては、各所管課と連携しながら都市整備部公共施設課が行う。

(2) 普及と啓発

森林環境譲与税を所管している企画部財政課において、各年度の取組状況をホームページで公表する。

(3) 事業の予算化の調整

政策会議の提案や森林環境譲与税の譲与税額を踏まえ、企画部財政課が所管課と事業内容を調整する。

(4) 都補助金の活用

東京都の「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金」は、複数の部での活用が想定されることから、企画部企画経営課が所管する。